

# 第八回熊本大学附属図書館特殊資料展

## 「太平記」の世界

### 出品目録

平成3年11月13日～15日

熊本大学附属図書館

#### ◇永青文庫資料

##### 1. 絵入太平記

南北朝期の内乱を題材にした軍記『太平記』は通常40巻であるが、本書は挿絵入りで80冊仕立とし、別に目録(1冊)、劔巻(2冊)が付いている。料紙は鳥の子に金泥の下絵を施したもので、彩色は朱・緑青などあざやかな色調の奈良絵本とよばれるものである。劔巻は宝劔の由緒、源氏への伝来について述べている。作者未詳。江戸時代前期成立。

##### 2. 風雅和歌集 『二十一代集』のうち

勅撰集。光嚴院撰。貞和5年(正平4・1349)ごろ成立。20巻。3冊。『玉葉集』以後の京極派の和歌を集成したもので、自然観照歌の多いのを特長とする。

足利尊氏(1305～58)は北条一族の中で最も文化的であった赤橋家から妻を迎え、若年から歌を嗜み、弟直義(1306～52)も共に南北朝の動乱の中にあっても歌を詠んでいる。尊氏16首、直義10首、義詮2首、後醍醐天皇3首、西行法師12首、兼好法師1首等が収められている。本資料の筆者は不明であるが、外題は持明院宰相基雄(1687～1740)で、江戸時代享保頃の成立と考えられる。

#### 公開講演会

講師	熊本大学文学部教授	工藤敬一氏
演題	中世の合戦と古文書	
日時	平成3年11月15日(金)	13:30～15:00
場所	附属図書館会議室	

### 3. 新千載和歌集 『二十一代集』のうち

勅撰集。二条爲定撰。延文元(正平11・1356)成立。20巻。3冊。足利尊氏が推挙して選進、延文3年(1357)尊氏は没したが、二代將軍義詮(1330~67)が引継いだ。これが武家執奏による勅撰集撰進の先例となり、以後勅撰集は足利氏の執奏により成立することになった。

後醍醐天皇23首、等持院贈左大臣(尊氏)22首、義詮11首、直義5首、西行法師4首、兼好法師3首、源(細川)頼春2首、源(細川)頼有2首などが収められている。成立は『風雅和歌集』と同じで、外題筆者は石井前中納言行康(1673~1729)である。

### 4. 足利直義警固催促状 観応2年12月25日(正平6・1351)

足利尊氏と対立を深めた直義は観応2年(1351)2月一旦和睦したが、義詮との不和のため政務を返上し、8月には京から北陸へ、さらには11月には鎌倉へ入った。追撃する尊氏軍と駿河薩埵山にて対峙する。

本状は走湯山権現すなわち伊豆山権現の衆徒にあて、伊豆路警固のための参陣をうながすものである。直義は翌年1月5日尊氏と和睦するが、2月26日鎌倉に於て殺害された。

### 5. 足利義詮軍勢催促状 観応3年3月24日(正平7・1352)

### 6. 足利義詮感状 観応3年5月6日( " )

足利尊氏・直義対立(観応擾乱)のあいだ和睦状態にあった南朝方が、尊氏留守の京都を急襲し、観応3年((1352) 閏2月20日細川頼之(1329~92)、頼有(讃岐十郎)(1332~91)兄弟の父頼春(1299~1352)は戦死した。

本状は一旦京都をのがれた義詮が再び京都を奪還し、南朝方のたてこもる八幡城(男山石清水八幡宮)攻撃のため、四国の軍勢をひきいて急ぎ参陣するようというものである。この戦で頼有の計略が成功し、感状が出された。4月20日付で頼有家臣7名に対しても各人に義詮の感状が与えられ、重ねて6月20日付でも麾下箕田八郎へも感状が与えられた。時に義詮23才、頼有21才である。

### 7. 足利義詮守護職補任状 文和5年3月10日(正平11・1356)

細川頼有は兄頼之とともに文和3年(1354)8月義詮の中国攻めに従い、中国、次いで山崎に於て戦功をあげ、この功により備後国守護職に任ぜられた。備後国は父頼春が暦応元年(1338)北畠顕家討伐の功により一時守護職を与えられていたところである。又この時、名を掃部助と改め又宮内少輔と称する。

### 8. 將軍足利義満御内書 (応永6年)11月8日(1399)

『太平記』最終巻に管領細川頼之を補佐として登場する三代將軍足利義満(1358~1408)はこの時15才。二代將軍義詮の子である。

嘉慶元年(1387)細川頼有の讓状(13号)をうけた松法師は明德元年(1390)元服して九郎頼長、明德5年(1394)刑部大輔と称した。

本状は応永6年(1399)菊森城攻めの功を賞し、八朔(旧暦8月1日)にかがん錢(祝儀錢)を献上したのに対して黒革の腹巻(鎧の一種)を与えているものである。御内書とは將軍家の私的な書状をいう。

### 9. 將軍足利義満御判御教書 応永7年3月23日(1400)

『永源記 師檀紀年録』(14号)には「アツ 応永七年屋形ニ加禄アリ 此年所々ニ於テ戦功最モ郡ヲ拔ルカ故也 大樹大ニ封スル」とある。

泉州、国沢、菊森と戦功著るしいことにより阿波・讃岐・伊予3ヶ国の知行を与えられたものである。

## 10. 御寄附状

上巻は観応3年(1352)3月24日の足利義詮軍勢催促状をはじめ、義詮・義満以下歴代の足利将軍および室町幕府から頼有系の細川氏歴代に宛てられた書状を、近世に写を作成し冊子装にしたもので、感状が多く、頼有の家臣に宛てたものも含まれている。

下巻は嘉慶2年(1388)8月5日の頼有寄進状以下、元常にいたる頼有系代々から京都の永源庵およびその関係者に宛てられた寄附状等をおさめる。

## 11. 細川常久(頼之)書状 (明德元年)3月16日(元中7・1390)

細川頼之は康暦2年(1380)薙髪して法号を常久という。頼有は当時讃岐国<sup>クニタ</sup>柞田(現観音寺市)に居館があったところから柞田殿と宛名書されている。

頼之は明德元年(1390)三代将軍義満から山名討伐を命ぜられ、備後国守護に任ぜられたが、そのいきさつを述べたのが本資料である。頼有に備後国守護職を与えられるよう推せんしたが自分が任ぜられ、鎮定後に申請せよと言われたこと、義満の命令は朝令暮改であること、将軍の性格など、弟への思いやりを込めて書き送ったものである。

## 12. 管領細川頼之奉書 永和3年9月6日(天授3・1377)

阿波国萱嶋庄(現徳島市北島町)の院主職について、石清水八幡宮と細川氏の被官野元五郎頼房との間で相論となり、頼房に院主職を安堵したものである。これは応永7年(1400)8月24日付畠山基国施行状にみえる細川頼長所領「別宮島院主職」に当るもので、別宮島は吉野川の河口の三角州上にあり、吉野川水運の拠点として重要な位置を占める地である。細川頼之は貞和6年(1367)管領となり、従四位下武蔵守に任ぜられ、頼有も右馬頭となった。

## 13. 細川頼有譲状 嘉慶元年11月26日(元中4・1387)

細川頼有がその子松法師へ宛てた譲り状である。松法師は頼有の次男として永和元年(1375)誕生したが、嗣のない頼之の養子となった。しかし兄頼顕が明德元年(1390)早世したため再び実父の後を継ぎ、九郎頼長と称した。本状により頼有の知行所領を知ることができる。阿波国7ヶ所、讃岐国9ヶ所、伊予国2ヶ所である。

## 14. 永源記

構成は永源庵由来略記写・賛辞・細川家記録・師檀紀年録・御寄附状写・御代々御牌名の10冊からなる。

永源庵は貞和元年(1345)無涯仁浩(在宋25年)によって開基され、はじめ清水坂にあったが、建仁寺の塔頭に加えられた。観応2年(1351)細川頼有が京都在陣中からしばしば参禅し師弟の縁を結ぶことにより代々その外護につとめたので、寄進状等が多く残されている。

## 15. 評註校訂神皇正統記

北島親房著。川喜多眞彦校訂。慶応2年(1866)版。6冊。

後醍醐天皇の信任厚く、長子顕家(1318~38)が義良親王を奉じて陸奥へ赴くにも従い、東国経営に失敗して吉野へ帰ってからも南朝勢力の回復につとめた親房(1293~1354)が、南朝の正当性を主張して書いたもので、神代と神武天皇から後村上天皇に至る人皇年代記、特に後醍醐天皇の事蹟について書いたものである。川喜多眞彦は(?~1868)幕末の国学者である。

## 16. 梅松論

歴史物語。写本。時習館旧蔵本。2冊。作者未詳。細川一族を作者とする説もある。

北野神宮寺毘沙門堂に参籠した群衆が、老僧から足利将軍が運を開いた経緯を語り聞くという形式で、上巻には北条高時のことから建武2年(1335)まで、下巻は建武3年尊氏入京から建武4年3月新田義貞金ヶ崎落城まで。最後に「飛梅老松年旧て、松風吹ば梅花薫する」と書名の由来を記す。

## 17. 菊池伝記

井沢長秀著 宝永7年(1710)刊。7巻。『佐々伝記』と合刻。

肥後国来歴、菊池氏先祖のことから南北朝期における菊池氏の活動、大友義鎮ついで豊臣秀吉の九州征伐まで菊池氏の歴史について記す。附録には懐良親王および菊池氏系図、征西將軍宮、菊池一族、佐々成政、小西行長、加藤清正等の花押を収録。

菊池氏は元弘3年(1333)寂阿(武時)(?~1333)が、船上山からの後醍醐天皇の綸旨をうけて鎮西探題討滅の兵をあげ戦死、子息はいずれも南朝方の中心勢力として活躍した。南北朝合体後は武朝(1363~1407)から能運(1482~1504)まで肥後国守護であった。

## 18. 年中行事 御製作

後醍醐天皇撰。成立時期は建武新政期頃とするのが通説となっている。

正月四方拝にはじまり、歳末追儺に至る朝廷の年中行事について記したもので、成立直後から朝儀の規範とされ、後代大いに影響を与えた。

本書は天正19年(1591)細川幽齋の求めにより、今出川晴季が作成した写本である。巻末に正平7年(1352)よりの書写の記録があって伝来を知ることが出来る。

## 19. 絵本楠公記

三編各10冊。速見春暁斎作・画。読本。初編は寛政12年(1800)刊。二編は享和元年(1801)刊。三編は文化6年(1809)刊。

初編と二編は楠木正成(1294~1336)、三編は楠木正行(1326~48)の活躍について記す。ところどころに説明書を入れた挿絵がある。

速見春暁斎(1767~1823)は実録写本を絵本読本の形に作り、『絵本忠臣蔵』・『絵本甲越軍記』など多くの作品を作った。

## 20. 徒然草

卜部兼好著。2冊。成立年は未詳であるが、鎌倉時代末から南北朝時代のはじめにかけて成立した。『枕草子』とならんで随筆文学の双璧をなすものである。

兼好(1283~1350)はもと宮中に仕えたが、後、官を辞し、正中元年(1324)後宇多天皇の崩御に逢い剃髪したという。在俗中から鎌倉や金沢(武蔵国)に行き、又諸所に居住した。歌人としてもすぐれ、『風雅和歌集』・『新千載和歌集』(2・3号)にも収録されている。

本書は写本であるが、細川忠興筆との牛庵随世の鑑定書があり、室町時代の祖型をとどめる幽齋系統の伝本として注目をあつめるようになった。

## 21. 太平記評判秘伝理尽抄

軍記。大運院陽翁編。天明7年(1787)写本。

楠木正成の伝記を武将たちに講じたものを編さんしたと言われている。『太平記』各条を略述して、語義の必要なものには注を入れ、「伝」として歴史的事実を追加し、「評」は軍術・政治面から評論する。これを読み聞かせることによって生計をたてた芸能者、いわゆる太平記読みが江戸時代に出現し、これが講談の源流とされている。

本書奥書には、赤土(高明)先生自評自筆本石川氏秘蔵書を写すとある。

## ◇ 阿蘇家文書

### 22. 上島惟頼着到状 元弘3年7月10日(正慶2・1333)

尊氏は同年4月29日、伯耆船上山からの後醍醐天皇の勅命を奉じ、諸国の武士に倒幕への合力を求めた。阿蘇家文書にも大宮司惟時あての催促状がある(阿蘇惟之氏蔵)。

本状は惟時と共に催促に応じた一族の上島惟頼の着到状で、末尾に尊氏が証判を付して返却したものである。

### 23. 後醍醐天皇綸旨(宿紙) (元弘3年)8月6日(正慶2・1333)

新政を実現した天皇が、阿蘇大宮司惟直に対し、本領である阿蘇郡の領知権を確認したもの。10月には阿蘇本末社領について本家、領家職が廃止され、阿蘇大宮司は社領に対し、より強力な支配権を得ることになった。綸旨は蔵人所から出される書状形式の天皇の命令で、通常漉き返し紙(宿紙)が用いられる。

### 24. 後醍醐天皇綸旨(宿紙) 元弘3年10月3日(正慶2・1333)

豊前大佐井、筑前下座郡等地頭職は、もと北条氏関係の所領を没収し、勲功賞として大宮司に与えたものであろう。

### 25. 雑訴決断所牒 元弘3年11月4日(正慶2・1333)

雑訴決断所は、建武政権の訴訟裁決機関。本状は肥後の守護所(大友氏泰)に阿蘇荘を大宮司に領知せしめるよう命じたもの。「承暦国宣」は阿蘇氏の阿蘇一郡領知の根拠とされるものであるが、その実在には疑問がある。

### 26. 後醍醐天皇綸旨(宿紙) (建武2年)11月22日(1335)

同年8月鎌倉に入った尊氏は、天皇の帰洛命令に応ぜず、建武政権は11月9日新田義貞らに尊氏・直義兄弟の追討を命じ、引きつづき諸国の武士に鎌倉に発向することを命じた。本状は上島惟頼への催促の綸旨である。このように宛名を本文中に書くのは身分の低い者への疎略な形式である。

### 27. 藤原光継(?)奉令旨 建武2年11月22日(1335)

### 28. // //

ともに大宮司惟直へ鎌倉発向を命じ、後日の恩賞を約したものであるが、令旨の発給主体は未詳。

### 29. 後醍醐天皇綸旨(宿紙) 建武2年11月25日(1335)

### 30. 後醍醐天皇綸旨(宿紙) (建武2年)11月28日(1335)

ともに尊氏・直義兄弟の建武政権への反逆に際し、鎌倉へ発向するように命じたものであるが、前者(29号)は前大宮司(惟時)宛であるため、本文中に宛名をふくむ形(より疎略な形式)を用いたのに対し、後者(30号)は現大宮司宛であるため宛名書のある本来の丁寧な形式を用いたのであろう。

### 31. 上島惟頼軍忠状 建武2年12月27日(1335)

後醍醐天皇の綸旨(22号)を受けて鎌倉に発向し、菊池武重らと共に尊氏軍と戦った上島惟頼が、宮根山合戦における軍忠の確認を求めたのが本状である。証判は菊池武重。菊池軍はこの戦いでいわゆる菊池千本槍の伝えを生む戦法を用いたという。

### 32. 後醍醐天皇綸旨(宿紙) 建武3年正月22日(延元元・1336)

大宮司惟直に豊後日田荘地頭職を勲功賞として与えたもの、前年の鎌倉発向への恩賞と思われる。

33. 後醍醐天皇綸旨 (宿紙) 延元元年3月20日(建武3・1336)

34. " ( " ) 延元元年3月25日(建武3・1336)

後醍醐天皇は前大宮司惟時の前年の鎌倉発向以来の勲功に対し、薩摩国守護職を与え(33号)、ついで同国の軍勢を率いて、九州に下った尊氏・直義らの追討に当るよう命じた(34号)。

35. 後醍醐天皇綸旨 (宿紙) 延元元年5月6日(建武3・1336)

薩摩守護の惟時に島津実忠跡の薩摩国諸所地頭職を給与し、一族や味方の軍勢への配分を指示している。当時足利軍は九州で態勢をたて直し上京中であり、5月25日には湊川の合戦を迎える。

36. 後村上天皇綸旨写 (宿紙) 正平2年12月19日(貞和3・1347)

37. " ( " ) " ( " )

38. " ( " ) " ( " )

39. 足利直義御教書 貞和4年1月23日(正平3・1348)

40. 足利直義雜掌奉書 貞和4年7月25日(正平3・1348)

南朝の後村上天皇は征西將軍の肥後入国に当り、阿蘇家惣領の惟時を味方にすべく本領安堵・新恩給与をもって強く働きかけた(36~38号)。しかし、惟時は態度を鮮明にせず、却って足利直義の祈禱要請に応え巻数を送っている(39・40号)。なお、征西將軍懷良親王は正平3年(貞和4年)正月、宇土津に着き、菊池武光に奉ぜられ、菊池を本拠とする。

41. 恵良惟澄軍忠状 正平3年9月 日(貞和4・1348)

阿蘇惟時の女婿であったと思われる惟澄は、南北朝内乱期一貫して南朝方につき、菊池武光を菊池氏惣領に押し上げ、度々の合戦に参加した。しかし期待するほどの恩賞は得られず、度々恩賞請求の軍忠状を征西府に提出した。本文書は元弘3年の河内金剛山の戦い以来の参戦と軍功を書きあげ、菊池の征西府に提出したものである。紙継目裏に懷良親王に供奉する五条頼元の花押がある。

42. 河尻幸俊願文 貞和5年9月20日(正平4・1349)

肥後河尻(現熊本市川尻)領主河尻幸俊は、貞和5年(1349)尊氏の子で直義の養子となっていた足利直冬を肥後に迎えた。以来九州では宮方(南朝一征西將軍方)、武家方(尊氏一九州探題方)、佐殿方(直義一直冬)の三派鼎立の形でいわゆる観応の擾乱が展開することになる。本文書は直冬を奉じる幸俊が、直冬に補任された肥後守を称して、肥後一の宮である阿蘇大明神に奉った願文である。

43. 高師直書状 (貞和5年)9月28日(正平4・1349)

直冬の九州下向について、尊氏から自筆状が出されたので案文を送る、という内容で、尊氏の執事高師直が阿蘇大宮司惟時に対し、直冬方に与同することのないよう牽制を加えたものである。

44. 將軍足利尊氏御判御教書 貞和5年10月11日(正平4・1349)

九州に下った直冬を、出家上洛させるよう大宮司惟時に命じたもの。花押は尊氏のものである。本来御教書は三位以上の人の意をうけて出される奉書であるが、室町期にはこのような將軍署判の直状を御判御教書と称した。

45. 將軍足利義詮御判御教書 延文6年2月22日(正平16・1361)

46. // // ( // )

47. 征西大將軍宮懷良親王令旨 正平16年5月25日(延文6・1361)

45号は前年探題斯波氏経を迎えて兵を挙げた大友氏時が、大宮司惟村の協力を求めるため、その功を將軍に報じたのをうけて出された当知行の安堵状である。惟村は惟澄の子で観応2年(正平6・1351)惟時の猶子となり、一貫して武家方であった。氏時は同時に惟澄を武家方に引き込むべく肥後国守護職の付与をもって誘ったが(46号)、惟澄は応じなかった。一方征西府も同年惟時跡の社務職(大宮司職)と神領をあらためて惟澄に付与した(47号)。

48. 大友氏時書状 (康安2年) 2月15日(正平17・1362)

49. // // ( // )

50. // // ( // )

51. // // ( // )

正平12年(延文3・1358)の筑後川の戦いから10余年、懷良親王と菊池武光を中心とする征西府の隆盛期、幕府は大友氏時を通じて肥後、特に阿蘇惟村への政治的工作をすすめた(48号)。49号は惟村に対し、自ら拝領していた肥後国守護職に惟村を推挙したこと、50・51号は同じく肥後や豊後の地頭職を惟村に去り与えるように幕府に注進したことを報じたものである。しかし征西府の隆盛期にはほとんど有名無実であったろう。

52. 征西大將軍宮良成親王令旨 元中元年11月21日(至徳元・1384)

文中元年(応安5・1372)大宰府征西府は今川了俊の攻撃を受けて没落。天授元年(永和元・1375)には懷良親王が引退、良成親王があとを継ぎ菊池武朝に奉ぜられた。本状は、はや菊池本城も占領され、おそらく岳の御所(三の岳?)から発せられたものであろうが殆んど実効はもち得なかったと思われる。惟政は北朝方の惟村に対抗する南朝方の大宮司(惟村の弟惟武の子)である。

53. 將軍足利義満御教書 至徳2年8月5日(元中2・1385)

当時、良成親王と武朝らは肥後南部に逐われつつ抵抗をつづけていた。本状は南郡(河尻・宇土・益城方面)での戦功確認や計略を、今川了俊にやらせる旨を大宮司惟村に伝えたもの。その後親王らは八代に入るが、明徳2年(元中8・1391)了俊の前に降伏し、九州の南北朝内乱は終る。奉者は管領斯波義將。